城東区の社会福祉

発行所
社会福祉法人
大阪市城東区社会福祉協議会
発行人
駒井信義
編集
広報福祉部会
大阪市城東区中央3丁目4番29号
城東区役所内
電話（932）1351

題字は駒井区社協会長

愛の手で築く非行のない社会

第二十八回社会を明るくする運動

この七月一日から三十一日の期間中大阪府下全域で実施されます。

趣旨

〝社会を明るくする運動〟は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

重点目標

「地域活動の推進による青少年の非行防止」

最近における青少年非行は、数年前に始まった非行の低年齢化が依然として進行しており、また、女子少年による非行や中学、高校生による非行の増加が著しく、誠に憂うべき状況にあります。これらの非行の多くは、ごく普通の家庭の少年によって行われており、非行の一般化傾向もますます顕著となっています。しかも、その内容を見ると、万引き、自動車や自転車等の窃盗、シンナー等有機溶剤の濫用事犯、女子生徒による性的非行あるいはいわゆる暴走族による非行が一層増加する傾向を示しています。

こうした傾向は、享楽的、遊興的な社会的風潮を反映するとともに、刺激的な出版物や映画などのはん濫家庭や学校、職場などにおける人間関係の希薄化、地域社会における住民の連帯感の喪失傾向など青少年にとって好ましくない生活環境に影響されるところが少なくないと思われます。このような現状に対処するためには、地域住民が共に手を携えて、地域に根ざした諸活動を積極的に行うことが必要です。

今回の運動は、こういった観点から、地域社会における住民の幅広い活動を強力に推進することにより、青少年の非行防止と非行に陥った者の更生を図ろうとするものです。

当区におきましては、社会福祉協議会、保護司会をはじめ、関係団体と連携して、。懸垂幕の掲示、。ポスターによるPR、。中学生による標語の立看板掲示。愛の図書運動、。家庭回覧によるPRなどの運動を期間中に実施します。

昭和五十三年度事業計画決定

昭和五十三年度区社協予算成立

昭和五十三年度城東区社会福祉協議会事業計画および予算は、三月二十九日午後城東区民ホールにおいて、理事・評議員会が開催され、はじめに駒井会長のあいさつがあり、つづいて昭和五十三年度事業計画および予算案を発表、全員異議なく賛成可決された。

◎事業概要は次のとおり

①法人社協としての組織整備。②会員制の確立。③校下社協の育成と助成。④関係福祉団体との連絡調整と助成。⑤部会制の充実と関係福祉団体との協力強化。⑥各種調査の実施と住民ニードの発掘。⑦機関紙の発行と宣伝啓蒙活動の促進。⑧社会福祉活動推進のための各種研修会の開催と参加。⑨心配ごと相談事業の啓蒙と充実。⑩善意銀行の啓蒙と効果的運用の促進。⑪社会福祉事業に関する募金運動への協力。⑫ボランティアの育成に努め在宅福祉サービスの充実を図る。⑬コミュニティ協会と協力し、地域における健全なコミュニティの育成と明るい住みよい町づくりのための福祉コミュニティの確立をめざす。

◎部会計画

広報福祉部会

①機関紙の発行を通じ、区民の福祉に対する理解と関心を深める啓蒙活動を推進する。②啓蒙宣伝活動を通じ、本協議会への参加協力を呼びかけ、会員制度の確立をはかる。③校下社協を活動単位としての立場を明らかにしつつ、組織の充実強化をはかる。④共同募金運動への協力体制を充実強化する。⑤総会（福祉大会）の開催。

厚生福祉部会

①関係福祉団体との連絡調整を図り、適正な助成を行う。②各種の調査を実施し、住民ニードに応じた福祉の充実に努める。③研修会の開催と参加により、福祉活動の推進に必要な知識と技術の習得に努めるとともに、福祉に対する関心と理解を深める。④硬貨募金運動の実施。

青少年福祉部会

①青少年関係リーダーの養成と研修。②児童福祉月間運動の推進。③社会を明るくする運動の推進。④青少年、児童の健全育成のための事業協力。

老人福祉部会

①老人福祉月間運動の推進。②八十才以上のお年寄に祝品を贈り、あわせて敬老精神の促進を図る。③老人福祉施設間の連絡調整を図るとともに、老人クラブの健全育成に努める。④独居老人、ねたきり老人への友愛訪問。

保健福祉部会

①区内関係団体と協力し、環境浄化、健康づくりのための運動を推進する。

心配ごと相談所

①毎週月水金の三日間相談所を開設し、区民の相談に応ずる。

善意銀行

①運営委員会の充実と適正な払い出しのための調査を実施し、啓蒙と効果的運用を図る。

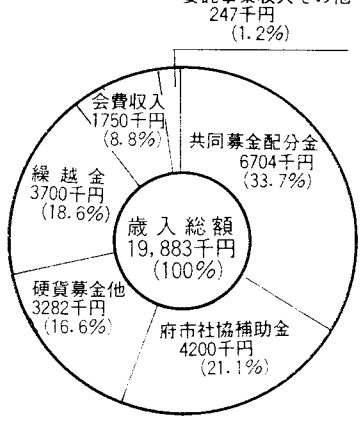

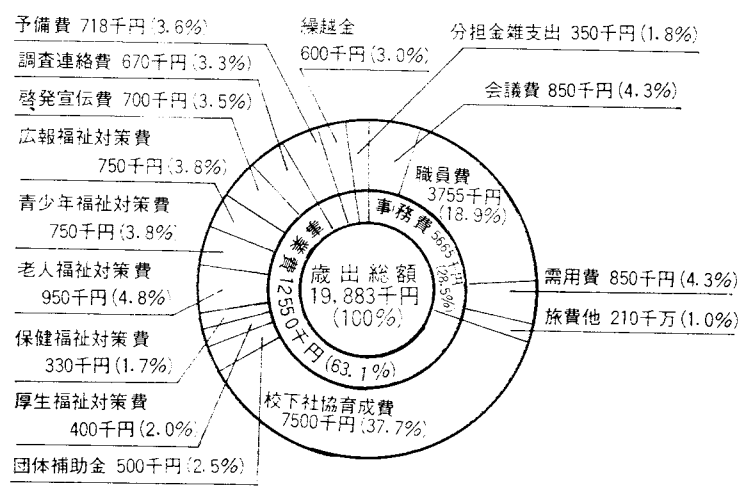

老人生活実態調査実施

近年、食生活の改善、医学、薬などの進歩によって平均寿命は年々伸びており出生率低下との関連で、老人人口の比率はますます高くなっています。

さらに、核家族化による老人生活の不安定等により就労、ねたきり等、老人問題は大きな社会問題となってきています。こうした情勢に鑑み、当区社協では、老人問題に対する理解と認識を深め、地域において組織的な福祉活動の展開をめざして、老人の生活実態を把握するため、去る三月に五十二年九月十五日現在で満七十才以上の方を対象として調査を実施しました。

この調査に当りまして、ご協力いただいた対象者の方々と各校下の役員の方々に深く感謝いたしますとともに、早急に分析し、地域福祉推進のために役立てたいと思います。

区民の健康願って糖尿病講演会

去る三月十五日、城東区民ホールで地域振興会後援、城東保健所、医師会の協力をうけて、糖尿病についての講演会を開催したが、約五〇〇人の参加があり大盛況の講演会であった。

なお、当日の参加者には糖尿病患者のための食品交換表の小冊子を無料贈呈するとともに、希望者には、保健所による健康相談、検尿、血圧測定などを実施し参加者に大変よろこばれる有意義な一日だった。

これは、昨年保健所が実施した健康診断で、多くの糖尿病患者が発見されたので、区民の健康を願い糖尿病についての正しい知識を得ていただくために、日本で屈指の糖尿病に関する権威者である大阪市立大学第二内科の和田正久教授を迎えて実施したもので、今後ともこのような催しを開催し、区民の健康増進に役立てていただきたいと考えている。

善意銀行だより

十一月十日号でご報告以降で一万円以上の預託者は次の方々です。

仲西茂子様　二〇〇、〇〇〇円
城東区医師会様　一〇〇、〇〇〇円
和田　忍様　一〇〇、〇〇〇円
松矢浩司様　一〇〇、〇〇〇円
岸本　進様　一〇〇、〇〇〇円
坂田卯一様　一〇〇、〇〇〇円
その他、緑橋産業株式会社様から
児童野球帽三十九ダース

校下社協だより

東中浜

城東区最高長寿者 熊野ノヨさんに学ぶ

東中浜連合第一町会の熊野ノヨさんは昨年十二月に満一〇〇才を迎えられた長寿者です。毎日の食事は、自炊で都市ガスを使わず電熱器で煮炊きされ、いつ倒れてもご近所の人たちに迷惑をおかけしないようにというこまかい気くばりの生活をなさっています。また洗濯物は電機洗濯機は楽だがこの両手が遊んでいるのでもったいない、といって手洗いでされていますし、公衆浴場にも一人でゆかれるというお元気さです。

区長さん達が白寿のお祝いに訪問されたとき、『私が長生きしているために社会的にもお忙しいみなさまにごめいわくをおかけします。勘忍しておくれやす。』と両手を膝にそろえ深々と頭をさげてお詫びの言葉を申されました。人や物に対する感謝の気持が失われ、まわりのことなど考えようとしない風潮の世の中をかえりみるとき、熊野さんからは考えさせられること多く、汲めども汲みつくせない貴重な教訓をあたえられております。

お元気な熊野さん

放出

活動する地区青少年指導員会

昭和五十二年十月に放出地区子供会連絡会が新しく発足しました。日頃から青少年指導員が子供会の育成組織化に力を入れ、活動の大きな柱にしようとしていたところ、社会福祉協議会および各町会長さんの大きな助力を得て、すべての町会に子供会が給成されました。

子供会によっては、早くから発足し活動をしていたところもありました。後発の子供会が活動の仕方などお互いに連絡を取りながら良いところを取り入れ、より活発な活動ができる事を願いつつ、また一方では、放出地区をあげて一つのプログラムを持って、全ての子供会が参加し、より一層の親睦と連帯を深める意味で子供会連絡会ができました。

第一回の結成記念ソフトボール大会の秋の一日、放出中学校と放出小学校の校庭を借りて十チームが参加し、無事和気あいあいのうちに終了しました。

これには、放出地区青少年指導員会が全面的に協力して大会の運営を助けました。今後もお互いに協力し積極的に活動を続けてゆきます。

ニュースとしては少し古くなりますが、五十二年の夏に、大阪市が作った伊賀青少年野外活動センターで行われた開拓キャンプに青少年指導員が主催して参加しました。一泊二日の短いキャンプでしたが緑の山懐に抱かれて参加者一同大人も子供も木を倒したり、道をつけたりの奉仕をしながら有意義なキャンプをして楽しみました。

その他社協主催の体育祭には、青少年指導員がその審判をつとめています。夏の民謡踊りの時など警備に参加したり、指導ルームの活動などをしています。

以上放出地区青少年指導員会の活動ですが、今後と人づくり、組織づくりに重点を置きたいと発表し、その決意の程がうかがえた。まず、規約を決め、各団体の長が理事に就任し、毎月第二土曜に定例理事会を開き、各団体の活動を報告しあうなかで、お互いの理解を深め社協として系統だった活動体制へ進める努力が続けられ、地下鉄自転車置場の設置、親子水泳プール大会、青少年キャンプ大会などをはじめとした明るい住みよい町づくりへと前進しています。

新年度を迎えて、組織体制が確立されたので、部会（各団体）活動への取り組みに力を入れようとしている。その一つとして婦人会では、福祉とコミュニティの推進をめざして婦人学級をこの六月から開催している。同時に財源確保のため共同募金、硬貨募金にも力をいれ、地域のみなさんの協力を得て、一層の福祉向上と発展をめざして活動しています。

榎並

モデル地区指定の二年目を迎えて

榎並社協は昨年市社協のモデル活動地区の指定をうけると、ただちに各種関係団体に呼びかけ説明会を開催、会長から、第一年度は

今回掲載できなかった校下については、次に掲載する予定ですのでご了承下さい。

聖賢・すみれ 老人憩の家オープン

お年寄の健康と福祉を充実するための一貫としての老人憩の家が、区内で関目、中浜に続いて、聖賢、すみれ、の二カ所が設置され、合計四カ所となりました。

新設の憩の家は、どちらも五月から開館され、地域のお年寄の方々から大変よろこばれております。

所在地は

聖賢・新喜多東一―一―二五

すみれ・古市三―一―四八

も地域の発展のために色々な行事に積極的に参加して行くつもりです。

聖賢老人憩の家

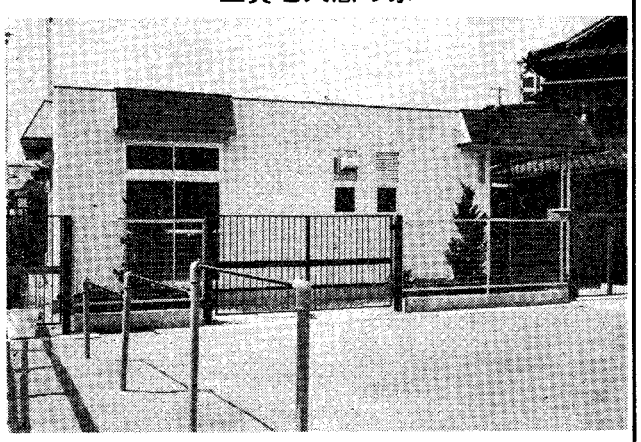

すみれ老人憩の家

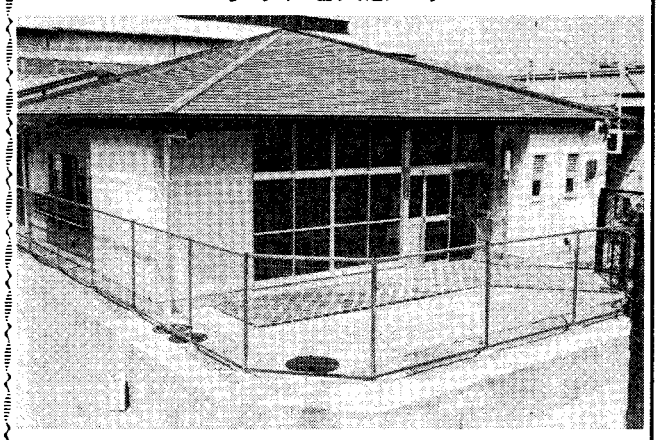

国民年金の特例納付

七月一日から実施

国民年金の強制加入者でありながらまだ加入していない人などの救済措置として「保険料特例納付」の制度が。七月一日から二年間にかぎり実施されます。

特例納付ができるのは、

①強制加入者でありながらまだ加入していない人

②加入はしたが、一部保険料を納めただけで、あと未納となっている人

③厚生年金や共済年金などに加入していたが、その後、自営業などに転じ、国民年金加入者になったにもかかわらず、加入手続きをしていない人など（条件あり）。

未加入者は、区役所保険年金課に資格取得届を出したうえ、過去の強制加入分の保険料をさかのぼって納めることができます。

保険料は一か月四千円一括払いか、五十五年六月三十日までの二年間に分割して払います。

納付先は、銀行や郵便局となっています。

未納者には、社会保険事務所から納付書、あるいは納付を勧めるハガキが送られてきます。そのうえで、未納分を銀行や郵便局で納めます。

新しく加入届をする人は、印鑑を、また厚生年金や共済年金などに加入したことがある人は、その被保険者期間を前もってしらべてゆくと相談する場合に便利です。

（制約や条件が他にも色々ありますのでケース・ケースでご相談下さい。）

知っておきたい 年金のこと (2)

「問」 私は結婚するため十年勤めた会社を退職して現在は五才と三才の子供を養育しておりますが、将来を考えて国民年金に加入したいと思います。会社在職中は厚生年金に加入していました。この加入期間と国民年金加入期間とは通算されますか。

「答」 通算されます。

但し会社退職のとき脱退一時金を受領された方は通算されません。

この場合国民年金は後十五年間保険料を納めれば二十五年になります。

従って厚生年金は六十才から十年間について、国民年金は六十五才から十五年間についての各通算老齢年金が別々に支給されます。

又あなたの場合結婚された時配偶者が厚生年金等他の公的年金に加入しておられ現在も加入中であれば結婚された時から現在までは任意加入者ですのでその期間も含めて二十五年以上あれば年金が受給できます。

たゞし年金額は保険料の納付期間で計算されます。

「問」 厚生年金の老齢年金は二十年間保険料を納めて六十才になってもらえることになっているが、私は六十二才でなお元気で会社に務めていますが老齢年金はもらえますか。

「答」 満六十才以上六十五才未満の人で、すでに老齢年金を受けるのに必要な期間があり、そして月収入が一三四、〇〇〇円以下であるときは月収入に応じて二割～八割が支給されます。

この場合請求した月の翌月から支給されますので早く請求してください。

満六十五才以上でつとめている場合は月収一三四、〇〇〇円までなら全額支給、一三四、〇〇〇円以上の月収入のある方でも八割支給されます。

在宅福祉の推進を

市社協モデル地区連絡会

五十三年度第一回モデル地区（市社協指定）社協活動連絡会が、六月七日午後大阪市社会福祉会館大会室において、各区の社協指導者等約五十名、城東区からは、榎並地区から三名、事務局から二名がこれに参加し開催された。

会議は、各地区社協から夫々活動発表が行われたあと質疑応答に移り、青少年問題、財源問題、施設問題等々続々と活発な意見交換が行われた。

続いて、市社協津田福祉課長から最近の福祉の動向と題して次のような話があった。景気後退による福祉予算の停退がみられるので、予算獲得運動を強力に展開してゆく必要があること。新聞等でもよく取りあげられている高齢化社会への対応策が問題となっており、青少年問題など他にもいろいろあるが老人問題について考えてみるとき、在宅福祉サービス活動の推進強化が必要と考えられ、各関係者との話し合いを充分して、在宅福祉充実への重点的取り組みを期待する。

また、行動する社協として、PRとその内容充実のため、広報活動を推進し、地域住民に運動を知ってもらって、一層の理解と協力を得ることが大切であり、また、関係者は、地域福祉活動をよりよく発展させるための研修会を実施してもらいたい。

老人福祉センターだより

ところ　大阪市立城東老人福祉センター（城東区中央三丁目五―一・電話九三二―〇〇一七）

◎ 医師による健康相談・保健・栄養指導（毎週火曜・金曜（午後二時～四時）

◎ 保健婦の健康相談＝医師の指導のもとに行います。（毎週日曜・火曜・木曜・金曜午前十時～四時）

なお、ねたきり老人の介護方法などについてのご相談もいたします。

心配ごと相談所をご利用下さい

ひろく住民の日常生活上の悩みや、問題を解決するために、相談員をいままでの民生委員に加え、法律問題にも対処出来るよう、六月から（毎月第四金曜日）、弁護士の協力を得ることになりましたので、どんなことでも心配なことがありましたら遠慮なく相談に来て下さい。

なお、相談は、無料で、秘密を守ります。

相談日　毎週　月、水、金　午後一時～四時

場　所　城東区役所一階　心配ごと相談室

法律相談日　毎月第四金曜日　午後一時～四時

場　所　城東区役所一階　相談室

52度心配ごと相談事項別件数一覧

	相談事項	件数
1	生計問題	16
2	家族関係	7
3	職業、生業問題	10
4	健康、医療問題	12
5	結婚相談	11
6	離婚相談	6
7	住宅問題	12
8	精神衛生	2
9	心身障害者（児）福祉	0
10	児童福祉、母子保健	4
11	教育、青少年問題	2
12	母子福祉	3
13	老人福祉	12
14	人権相談	0
15	事故関係	1
16	苦情相談	11
17	法律相談	23
18	その他	14
	計	146